令和3年第3回大洗町議会定例会

議事日程(第1号)

令和3年9月7日(火曜日) 午前9時30分開会

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案第40号 令和3年度大洗町一般会計補正予算(第3号)の専決処分につき承認 を求めることについて

日程第 4 議案第41号 令和2年度大洗町一般会計歳入歳出決算

議案第42号 令和2年度大洗町国民健康保険特別会計歳入歳出決算

議案第43号 令和2年度大洗町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算

議案第44号 令和2年度大洗町介護保険特別会計歳入歳出決算

議案第45号 令和2年度大洗町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算

議案第46号 令和2年度大洗町地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算

議案第47号 令和2年度大洗町営公園墓地事業特別会計歳入歳出決算

議案第48号 令和2年度東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計歳 入歳出決算

議案第49号 令和2年度大洗町水道事業会計歳入歳出決算

報告第 6号 令和2年度大洗町財政健全化判断比率について

報告第 7号 令和2年度大洗町公営企業会計資金不足比率について

日程第 5 議案第50号 大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例

議案第51号 大洗町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条 例

議案第52号 新たに生じた土地の確認について

議案第53号 字の区域の設置について

日程第 6 議案第54号 令和3年度大洗町一般会計補正予算(第4号)

議案第55号 令和3年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第56号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第57号 令和3年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)

日程第 7 議案第58号 「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館改修工事請負契約の 締結について

日程第 8 同意第 4号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について

同意第 5号 大洗町教育委員会委員の任命について

- 日程第 9 請願第 2号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係 る意見書採択を求める請願
- 日程第10 報告第 8号 大洗ターミナル株式会社の令和2年度事業報告並びに令和3年度事業 計画について
- 日程第11 寄附の受入れについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員(12名)

1番 小 沼 正 男 君 2番 村 勝 一 君 勝 3番 櫻 井 重 明 君 4番 伊 藤 豊 君 5番 Щ 淳 6番 佑美子 君 石 君 柴 田 7番 飯 田 英 樹 君 8番 今 村 和 章 君 和 田 淳 也 君 10番 海老沢 功 泰 君 9番 11番 坂 本 純 治 君 12番 菊 地 昇 悦 君

欠席議員(0名)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

豊 長 國 井 町 長 清 関 教 育 長 長谷川 馨 監査委員 治 紘 田 秘書広報課長 小 沼 敏 夫 まちづくり推進課長 渡 邉 澄 人 税務課長 総務課長 和 之 磯 崎 宗 久 清宮 住 民 課 長 五. 上 裕 啓 福祉課長 小 林 美 弥 こども課長 本 城 正 幸 健康增進課長 佐 藤 邦 夫 生活環境課長 大 川 文 男 都市建設課長 津 幡 紀 昭 上下水道課長 田中 秀 幸 農林水産課長 田 和 義 有 教育次長兼 商工観光課長 長谷川 満 高柳 成 人 学校教育課長 消防次長兼 生涯学習課長 深 作 均 和 利 二階堂 消防総務課長 会計管理者兼 米 川 英 会 計 課 長

事務局職員出席者

事務局長田山義明議会書記 栗毛由光

○議長(小沼正男君) おはようございます。会議開催に当たり、申し上げます。

今定例議会は、コロナウイルス感染拡大防止および傍聴に来る方の健康を守る観点から、傍聴を 自粛していただくことといたしました。

また、議員、執行部一同、新型コロナウイルスの予防および拡大防止のため、マスク着用にて出 席をいただきます。

続きまして、携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定していただくようお願いいたします。

開会 午前 9時30分

◎開会および開議の宣告

○議長(小沼正男君) ただいまの出席議員は12名であります。 これより令和3年第3回大洗町議会定例会を開会いたします。 それでは、本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名について

○議長(小沼正男君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第128条の規定により、3番 櫻井重明君、4番 伊藤 豊君を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長(小沼正男君) この際、諸般の報告をいたします。

6月10日、7月1日、8月24日、議会運営委員会を開催いたしました。

6月10日、7月1日、原子力安全調査特別委員会を開催いたしました。

7月1日、8月11日、8月27日、議会全員協議会を開催いたしました。

6月9日、7月6日、議会広報編集委員会を開催いたしました。

また、8月17日に、茨城県に対し「観光業及び観光事業者支援に関する要望について」要望書を提出するため、議長外4名の議員が知事を訪問いたしました。

監査委員から、令和2年度分および令和3年5月・6月・7月分の現金出納検査の報告がありましたので、その写しをお手元に配付しておきましたのでご了承願います。

本日の議事日程および執行部出席者名簿をお手元に配付いたしました。

以上で諸般の報告を終わります。

◎会期の決定

○議長(小沼正男君) 続きまして、日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日9月7日から9月16日までの10日間といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。よって、会期は10日間と決定いたしました。

◎議案第40号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小沼正男君) 日程第3、議案第40号 令和3年度大洗町一般会計補正予算(第3号)の専決 処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

〇町長(國井 豊君) 改めまして、おはようございます。長丁場の定例会となりますが、どうぞ宜しくお願いいたします。

それでは、議案第40号 令和3年度一般会計補正予算(第3号)の専決処分につき承認を求めることにつきまして、提案理由をご説明申し上げます。

2ページをご覧願います。

7月5日付けにて専決処分いたしました令和3年度大洗町一般会計補正予算(第3号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ190万7,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ84億1,255万7,000円とするものであります。

4ページ下段をご覧ください。

歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

商工費の商工振興費につきまして、6月29日から7月5日の期間に販売したプレミアム商品券が想定を上回る販売により不足となったため、増刷等に対応する補助金190万7,000円を追加計上するものでございます。

同ページ上段をご覧ください。

これら歳出を賄う財源といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策基金繰入金190万7,000円を追加し、歳入歳出それぞれ190万7,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第40号 令和3年度一般会計補正予算(第3号)について、地方自治法第179条第1項本 文の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定に基づき、これを報告し承認を求める ものでございます。

〇議長(小沼正男君) 提案理由の説明が終わりました。

議案第40号 令和3年度大洗町一般会計補正予算(第3号)の専決処分につき承認を求めることについて質疑を行います。ないですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) それでは、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第40号 令和3年度大洗町一般会計補正予算(第3号)の専決処分につき 承認を求めることについて、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第40号は、原案のとおり決しました。

◎議案第41号ないし議案第49号の上程、説明、委員会付託

- ◎報告第6号および報告第7号の上程、報告
- ○議長(小沼正男君) 日程第4、議案第41号から議案第49号まで、令和2年度大洗町一般会計歳入歳 出決算および令和2年度大洗町特別会計歳入歳出決算9件を一括して議題とし、提案理由の説明を求 めます。

また、これらの歳入歳出決算に関する報告第6号 令和2年度大洗町財政健全化判断比率について、報告第7号 令和2年度大洗町公営企業会計資金不足比率についても、あわせて報告を求めます。町 長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長(國井 豊君) 地方自治法第233条第3項並びに地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、 議案第41号 令和2年度大洗町一般会計歳入歳出決算から議案第49号 令和2年度大洗町水道事業会 計歳入歳出決算まで、決算認定9件についてご説明を申し上げます。

なお、各会計の決算の概要につきましては、大洗町決算説明資料その1の2ページから4ページにお示しをしておりますので宜しくお願いいたします。

当該箇所に触れつつ、令和2年度決算の特徴についてご説明申し上げます。

また、報告第6号および第7号につきましても、決算と関わりが深いことから、あわせてご説明させていただきます。

歳出につきましては、何といいましても新型コロナウイルス感染症対策が喫緊の課題であったため、感染症対策事業をはじめ大きな影響を受けました町民や町内事業者への支援関連の事業に注力し、議会の皆様方のご理解とご協力をいただきながら、その対策を最優先で進めてまいりました。

国が設けた事業ではありますが、全ての町民の皆様に10万円ずつ給付する特別定額給付金事業につきましては、ほぼ全ての町民の方に行き渡らせることができました。

また、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、町有施設における感染症対

策設備整備をはじめ、町内の医療施設や福祉施設、そのほか民間事業者向けの感染症対策支援事業を行うとともに、大きな打撃を受けた宿泊事業者や公共交通事業者等への支援、経済的に苦しい子育て世帯等に向けた支援、町内経済の回復を目指したプレミアム付商品券の発行などを実施してまいりました。

このように新型コロナウイルス感染症対策関連事業の歳出、総額20億2,890万2,000円がかさんだことから、一般会計の歳出総額は105億8,552万4,000円で、前年度比23億9,639万7,000円の増加、29.3%の増加となり、過去5年間では最大の規模となりました。

一方で、歳入につきましては、町税や地方交付税が前年度同程度であった一方、新型コロナウイルス感染症対策に係る国庫支出金や県支出金が大きく増加したことに、防災行政無線デジタル化整備等により、町債収入も増加となったことから、一般会計の歳入総額は111億1,931万7,000円で、前年度比24億9,239万5,000円の増、28.9%の増加となり、歳出と同様に過去5年間では最大規模となりました。

この結果、差引額である形式収支は5億3,379万4,000円の黒字で、翌年度に繰り越すべき財源6,6 90万円を除いた実質的収支額は4億6,689万4,000円の黒字となりました。

あわせて、特別会計の決算につきまして概略のみ説明しますと、国民健康保険特別会計の決算額は、歳入18億54万2,000円、歳出17億8,156万円で、歳入歳出の差引額は1,898万2,000円となりました。

後期高齢者医療特別会計の決算額は、歳入2億1,824万3,000円、歳出2億1,780万9,000円で、差引額は43万4,000円となりました。

介護保険特別会計の決算額は、歳入18億3,414万1,000円、歳出17億7,238万円で、差引額は6,176万1,000円となりました。

公共下水道事業特別会計の決算額は、歳入6億1,412万3,000円、歳出5億9,512万3,000円で、歳入歳出の差引額は1,900万円となりました。翌年度へ繰り越すべき財源421万4,000円を差し引いた実質収支額は1,478万6,000円となりました。

地方卸売市場事業特別会計の決算額は、歳入866万3,000円、歳出394万8,000円で、差引額は471万5,000円となりました。

公園墓地事業特別会計の決算額は、歳入1,888万8,000円、歳出1,510万6,000円で、差引額は378万2,000円となりました。

東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計の決算額は、歳入939万9,000円、歳出669万3,000円、差引額は270万6,000円となりました。

公営企業会計である水道事業会計につきましては、水道事業収益は5億2,504万2,000円、水道事業 費用は5億7,536万7,000円であり、その結果、5,032万5,000円の赤字が生じたため、繰越利益剰余金 で補填しました。

また、資本的収入の1億4,152万2,000円に対する資本的支出は2億2,320万6,000円であり、不足額8,168万4,000円は、過年度分損益勘定留保資金等で補填いたしました。

続いて、令和2年度の決算に基づく本町の財政指標について、概略をご説明申し上げます。 報告第6号および第7号に掲載されました冊子をご覧ください。

1ページをお開きください。

最初に、財政健全化判断比率でございますが、実質赤字比率、連結実質赤字比率、ともに収支が 赤字となっていないため、比率はゼロとなっています。

次に、実質公債費比率につきましては6.5%で、過年度に発行した地方債の償還などにより、昨年度の比率5.7%に比べて上昇したところであります。

将来負担比率につきましては、96.6%で、比率の分母となる標準財政規模が増加したことで昨年度の比率97.5%より若干の減少となりましたが、比率の分子となる町債残高につきましては増加となっているため、好転したといえる状況ではございません。

これらの比率につきましては、現況、健全な範囲にとどまっているとはいえ、なお全国平均値、 県内平均値に比べれば、悪い状況であると言わざるを得ず、さらには、少なくとも今後3年間程度は 過年度に発行した地方債等の影響により、数値の上昇が見込まれることから、今後は新規の町債発 行を抑制しつつ、特定財源の確保と有利な地方債の活用を図るなど、さらなる財政の健全化に努め る必要があります。

次に、2ページをお開きください。

公営企業会計資金不足比率につきましては、いずれの会計におきましても資金不足には陥っていないため、全て比率はゼロとなっております。

報告事項には該当しませんが、自治体の財政力を示す財政力指数につきましては、前年度とほぼ同程度の0.71となっており、県内市町村の平均と、ほぼ同程度の水準を維持しております。

また、財政構造の弾力性を表す経常比率は94.7%と前年度より若干数値が減少したものの、ほぼ 横ばいの状況です。

以上の各指標を基に、町財政の今後の展望を総括しますと、町税をはじめとする自主財源の安定的確保は当然に図るとしても、今後大きな収入増は見込めず、地方交付税や電源立地地域対策交付金なども、国の政策によって変動があるため、将来の財源確保の見通しは不透明な状況ともいえます。そのような状況下においても自主財源の確保を図っていくため、昨年度、就任直後からふるさと納税の取り組み強化を図り、一昨年度に比べて2倍の収入を確保することができました。今後は、返礼品の充実化や事業のPRに注力し、さらなる収入増を図ってまいりたいと思います。

また、事業の内容や手法、必要性等について、不断の見直しを行うなど、一層の行財政改革に取り組み、経常経費の抑制に努め、健全な財政の維持と持続可能な行財政運営に努めてまいります。

議員各位並びに町民の皆様方におかれましては、尚一層のご支援とお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

ただいまご説明申し上げました令和2年度決算につきましては、去る7月26日から8月2日までの6日間にわたりまして、田口・今村両監査委員により、詳細なご審査をいただいたところであり、この場をお借りし、改めて感謝御礼申し上げる次第であります。本当にありがとうございました。

詳細につきましては、お手元の議案書などによりご審議の上、適切な認定を賜りますよう宜しく お願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長(小沼正男君) 以上で、決算に関する提案理由の説明および報告は終わりました。

次に、監査委員から決算審査報告および意見を求めます。監査委員 田口紘治君。

〔監查委員 田口紘治君 登壇〕

〇監査委員(田口紘治君) 監査委員の田口でございます。監査委員を代表しまして、令和2年度の決算につきましてご報告いたします。

お手元の「令和2年度大洗町一般会計及び特別会計歳入歳出決算等の審査意見について」という資料をご覧いただければと思います。

地方自治法第233条第2項および第241条第5項、地方公営企業法第30条第2項並びに地方公共団体の 財政の健全化に関する法律第3条第1項および第22条第1項の規定により、審査に付された令和2年度 大洗町一般会計および特別会計歳入歳出決算、基金運用状況、令和2年度大洗町水道事業会計決算並 びに令和2年度大洗町財政健全化判断比率および大洗町公営企業会計資金不足比率の審査を行いま した。

審査の対象といたしまして、令和2年度大洗町一般会計歳入歳出決算、国民健康保険特別会計歳入 歳出決算、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、介護保険特別会計歳入歳出決算、公共下水道事 業特別会計歳入歳出決算、地方卸売市場事業特別会計歳入歳出決算、町営公園墓地事業特別会計歳 入歳出決算および東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計歳入歳出決算であります。

審査の期間は、先ほど町長からもありましたが、7月26日から8月2日までの間で6日間行ったところであります。

審査に当たりましては、各会計歳入歳出決算書および附属書類が関係法令に準拠して作成されているか、その計数が正確であるかについて、関係諸帳簿と照合を行うとともに関係職員の説明を聴取して実施したところであります。

審査の結果、一般会計および特別会計、審査に付されました各会計歳入歳出決算書および附属書類は、いずれも関係法令に準拠し作成されており、かつ計数は正確であると認めました。

また、予算の執行状況および決算の内容については、正確であると認めました。

基金の運用状況でございますけれども、運用状況を示す書類の計数は正確であり、運用状況は適正であると認めました。

決算の概要でございますが、まず、一般会計歳入歳出決算でございます。

令和2年度の決算額は歳入で111億1,931万8,000円、歳出は105億8,552万4,000円でございました。 差引額の5億3,379万4,000円につきましては、翌年度へ繰り越すべき財源6,690万円を差し引いた実 質収支額は4億6,689万4,000円となっております。

歳入の主なものは、町税が28億709万5,000円、国庫支出金35億2,117万9,000円、地方交付税12億2,505万9,000円等々となっております。

歳出につきまして、目的別で見ますと、増減額が大きいのは特別定額給付金事業および防災行政

無線デジタル化整備事業等の増によりまして、総務費が21億4,240万9,000円の増となりました。

それから、大洗町宿泊促進事業やプレミアム付商品券発行事業の増によりまして、商工費が1億1 90万4,000円の増となっておりました。

財政状況をですね令和2年度の普通会計等から概観いたしますところ、財政力指数につきましては、 指数が大きいほど財政力が強いといわれておりますけれども、前年度と比較しますと0.01ポイント 減の0.71となっておりました。

経常収支比率につきましては94.7%で、前年度と比較すると1.1ポイント減となっておりますけれども、財政の硬直化が懸念されるなか、より一層の経常経費の削減等に努められたいと思います。

次に、公共施設につきましては、計画的な修繕を行い、過度な財政負担が生ずることのないよう に努められたいと思います。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による実質赤字比率、連結赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率および資金不足比率は、いずれも早期健全化基準および経営健全化基準の範囲内で推移をしております。

次に、特別会計にまいります。

国民健康保健特別会計。歳入は18億54万2,000円、歳出は17億8,156万円でございました。歳入の主なものは、保険税が4億1,210万9,000円、都道府県支出金が12億3,207万4,000円等々でございます。歳出の主なものは、保険給付金が12億612万7,000円、国民健康保険事業納付金が5億1,843万9,000円等々となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計につきましては、歳入2億1,824万3,000円、歳出2億1,780万9,000 円でございました。歳入の主なものは、後期高齢者医療保険料ですね、これが1億5,769万7,000円、 繰入金が5,718万1,000円等々でございました。歳出の主なものは、後期高齢者医療保険広域連合納 付金が2億1,067万1,000円等でございます。

次に、介護保険特別会計でございますが、歳入につきましては18億3,414万1,000円、歳出は17億7,238万円でございました。歳入の主なものは、保険料が3億6,475万1,000円、国庫支出金が4億2,424万7,000円、支払基金の交付金が4億4,907万9,000円等々でございます。歳出の主なものは、保険給付金が15億9,975万7,000円、地域支援事業費が7,854万4,000円等々となってございます。

次に、公共下水道事業特別会計でございます。歳入は6億1,412万3,000円、歳出は5億9,512万3,000円でございました。歳入の主なものは、負担金が1,027万7,000円、使用料及び手数料が1億6,189万8,000円、国庫支出金が6,088万5,000円等々となってございます。歳出の主なものは、公共下水道整備事業の請負費1億5,775万5,000円、地域流域下水道負担金8,791万7,000円等々でございます。また、下水道の普及率でございますが、磯浜地区、具体的には掘割の集会所付近でございますが、そこの環境の整備をしたことにより58.5%となりました。なお、全般的な水洗化率につきましては、公共下水道への接続が増えたことにより68%となったところでございます。

次に、地方卸売市場事業特別会計でございます。歳入866万3,000円、歳出394万8,000円でございます。歳入の主なものは、水揚げ手数料334万1,000円、歳出の主なものは、市場運営費385万8,000

円でございます。

次に、町営公園墓地事業特別会計につきまして、歳入1,888万8,000円、歳出1,510万6,000円でございました。歳入と歳出の中身については省略いたします。

次に、東茨城郡内町村及び一部事務組合公平委員会特別会計でございますが、歳入939万9,000円、 歳出669万3,000円でございました。

次に、基金の運用状況の概要について説明いたします。

財政調整基金など全部で23件ございました。令和2年度末の現在高は14億9,920万円になっております。一覧表がございます。ご覧いただきたいと思います。

次に、令和2年度の大洗町水道事業会計決算の審査につきましてご報告いたします。

審査の方法でございますが、審査に当たりましては、同じように決算書および附属書類が関係法令に準拠して作成され、事業の経営成績および財政状態を適正に表示し、その計数が正確であるかについて関係諸帳簿と照合を行うとともに、関係職員の説明を聴取して実施をいたしました。

審査に付された決算書および附属書類は、いずれも関係法令に準拠し作成されており、かつ計数 も正確であり、経営成績および財政状態を適正に表示しているものと認めたところであります。

業務の実績でございますが、給水件数は7,890件で、給水人口1万4,889人でありました。

決算の状況でございますが、収益的収支につきましては、水道事業収益が5億2,504万2,000円、水道事業費用が5億7,536万7,000円であり、その結果、5,032万5,000円の資金不足となりました。これにつきましては、繰越利益剰余金で補填をしております。

次に、資本的収支でございますが、収入額が1億4,152万2,000円であり、支出につきましては2億2,320万6,000円となっており、資金不足額8,168万4,000円につきましては、過年度分損益勘定留保資金等で補填をしております。

給水量をですね用途別で比べてみますと、コロナ禍の影響により、宿泊施設や飲食店、あるいは 水産加工業での給水量が減少しております。また、施設の多くが経年劣化による修繕、更新の時期 にあり、多額の費用を要することが見込まれるなど、水道事業においては厳しい環境が今後も続く ものと予測されます。

このような状況のなかで健全な企業運営を維持するため、水道料金の見直しも含め、引き続き経 営の合理化・効率化による経費の節減に努められたいと思います。

次に、大洗町の財政健全化判断比率につきましてでございます。

これにつきましても、健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に 作成されているかどうかを主眼として実施を行いました。

審査に付された健全化判断比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適 正に作成されているものと認めたところであります。

真ん中から表の下の段にいきますけれども、実質赤字比率につきましては、発生しておりません。 したがって、良好な状態にあると認められます。連結実質赤字比率につきましても発生しておりませんので、良好な状態にあると認められます。実質公債費比率につきましては、6.5%となっており ます。早期健全化基準の25%と比較しますと、これを下回っておりますので、良好な状態にあると思われます。将来負担比率につきましてでありますが、96.6%となっており、早期健全化基準の350%と比較しますと、やはりこれも下回っておりますので安全圏にあると思われます。したがいまして、特段是正改善の指摘事項はありませんでした。

次に、最後になりますが、大洗町の公営企業会計の資金不足比率の審査でございます。

この審査は、資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施を行っております。

審査に付されました資金不足比率およびその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも 適正に作成されているものと認められました。

各会計とも資金不足が発生していないことから、良好な状態にあると認めたところであり、特に 指摘する事項はありませんでした。

最後になりましたが、令和2年度は東日本大震災の復興関連事業の終結の年度であり、そこへ新たな新型コロナウイルス感染予防対策の追加事業が増えまして、業務執行に当たりまして多大の御苦労があったことが推察されたところであります。

以上、簡単ではございますが報告とさせていただきます。宜しくお願いいたします。

〇議長(小沼正男君) 監査委員による決算監査意見報告が終わりました。田口監査委員、大変御苦 労さまでした。

続きまして、議案第41号から議案第49号まで令和2年度一般会計歳入歳出決算および特別会計歳入歳出決算については、会議規則第38条第1項の規定により、お手元に配付しました議案付託表のとおり、総務常任委員会に付託し審査を行います。宜しくお願いいたします。

なお、報告第6号、報告第7号につきましては、町長から報告のとおりでありますのでご了承願います。

◎議案第50号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小沼正男君) 日程第5、議案第50号 大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例を議題 といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

〇町長(國井 豊君) 議案第50号 大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例につきまして、 提案理由をご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

本案につきましては、国指定史跡となった磯浜古墳群の本質的な価値およびその構成要素を明らかにし、適正な保存・活用を図るための計画を策定する磯浜古墳群保存活用計画策定委員会を設置するものであります。

本委員会については、計画の基本的事項および素案策定に関する調査・研究および審議を行い、 その結果を教育委員会に建議するものであります。

以上、議案第50号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願い申し上げます。

- ○議長(小沼正男君) 提案理由の説明は終わりました。
 - これより議案第50号 大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例について質疑を行います。 ないですか。坂本純治君。
- **○11番(坂本純治君)** 確認だけさせていただきたいんですが、今回、策定委員会を条例化して、 しっかりとしたものにするということでありますけども、これは文化庁との関係というのは、どの ような整合性があって、文化庁のほうから何か指導等そういったものっていうのはあるんでしょう か。その確認だけをお願いをしたいと思います。
- 〇議長(小沼正男君) 生涯学習課長 深作和利君。
- **〇生涯学習課長(深作和利君)** 坂本議員のご質問にお答えいたします。

保存活用計画と文化庁の関係ということでございますけども、文化財保護法129条の2第1項によりまして、文化財の保存および活用に関する計画を作成し、文化庁長官の認定を申請することができるとなってございます。認定を申請することができるとなっておりますが、国指定になりまして、今後ですね様々な補助対象事業があります。そちらをですね活用していくに当たりまして、しっかりとした保存活用計画を整備するということが、実質的に必要不可欠ということになっておりまして、その活用計画を策定するところからですね文化庁の指導を仰ぎながら策定して、今後進めていくということになってございます。

- 〇議長(小沼正男君) ほかに。勝村勝一君。
- ○2番(勝村勝一君) 課長、どうもありがとうございます。先般、幕末と明治の博物館の中で展示を行いました。どのような形で来遊客が来たかちょっとお尋ねしますけども、これに関連すると思いますのでお答えを願いたいと思います。8月31日まで行っておりましたし、どのような来遊客が来たか、コロナ禍で大変だったと思いますけども、課長すいません、ご報告ちょっとお願いいたします。
- 〇議長(小沼正男君) 生涯学習課長 深作和利君。
- ○生涯学習課長(深作和利君) まず、コロナ禍のなかでの開催ということで、本来であればもっとですね入場者数たくさん来られてを予想しておりましたが、それでもですね1,800人からのですね来場者がございました。ちょうどお盆の時期の前にですね非常事態宣言、緊急事態宣言が出てしまいましたので、本来であれば2,000人を超える、あるいは3,000人近いような数がですね見込まれるのかなと思っておりましたが、今回、小学校の6年生に対してリモートのですねGIGAスクール構想を活用しました、パソコンを活用して、オンラインでのですね授業なんかもございましたし、非常にそういった意味では有意義な企画展になったかなと考えております。
- 〇議長(小沼正男君) 勝村勝一君。

- **〇2番(勝村勝一君)** 課長、ありがとうございました。オープンの後だと思いますけども、見に行って、非常に展示良かったかなと思ってますし、今後また行うのかどうかお尋ねをしますけども、リモートでもきっと発信したと思いますけども、全国に結構ね、古墳のリピーターがいるような話を聞きましたので、今後の大洗の観光に寄与すると思いますので、その点ちょっと何かあればお尋ねをいたします。
- 〇議長(小沼正男君) 生涯学習課長 深作和利君。
- ○生涯学習課長(深作和利君) 今回ですね、初めて埋蔵文化財の企画展を幕末と明治の博物館で開催しまして、いろんな良かった効果が発生しております。幕末と明治の博物館の来場者数の増にもつながっておりますし、やはり展示の場所がですね非常に、以前の旧大貫小の校舎に比べたら非常に適正な場所ということで、できればですね毎年、埋蔵文化財に関する企画展を開催していきたいなと考えてございます。
- 〇議長(小沼正男君) 勝村勝一君。
- ○2番(勝村勝一君) 最後に要望で、十分なPRをしていただいて、コロナ禍でありましたけども1,800人余り来ていただいたということで、非常に全国発信ができたかなと思ってますし、町長のほうも観光のほうに寄与されると思いますので、今後とも宜しくお願いしたいなと、答弁よろしいですから、要望ということでお願いします。終わります。
- 〇議長(小沼正男君) ほかにないですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長(小沼正男君) なければですね、以上で質疑を終結いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第50号 大洗町磯浜古墳群保存活用計画策定委員会条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第50号は、原案のとおり決しました。

◎議案第51号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小沼正男君) 続きまして、議案第51号 大洗町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例 の一部を改正する条例を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

〇町長(國井 豊君) 議案第51号 大洗町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

本案につきましては、施設の効果的・効率的な運営を行うため、令和4年度からの町営キャンプ場の管理を一元化し、指定管理者制度を導入するため、所要の改正を行うものであります。

主な改正の内容といたしましては、大洗キャンプ場、大洗サンビーチキャンプ場を町営キャンプ場として位置付けるとともに、指定管理者が徴収する利用料金の上限額を定めるものであります。

また、これまで幕末と明治の博物館の屋外施設としていた大洗キャンプ場について、規定の整理を行うものであります。

以上、議案第51号の説明を終わりますが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の 上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長(小沼正男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第51号 大洗町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。ないですか。菊地昇悦君。

○12番(菊地昇悦君) 今回のこの提案については、いろんな部分が変更になっているということでありまして、三回のなかではなかなか質問もできないような状況ですけども、まずその「使用者」を「利用者」に改めると。「使用料」、あるいは「利用料」というふうに改めるわけですが、どっちでもいいといえばどっちでもいいような感じはするんですが、きちっとこれを変更するということは非常に意義があることだと思うんですが、それはどういうことからそういう変更に至ったのかどうかということがまず一つであります。

もう一つは、博物館の野外施設に関するものが削除されていると。これはどういうことから、こ ういう削除という方針が提案されているのか、まずここら辺から伺います。

- ○議長(小沼正男君) 商工観光課長 長谷川満君。
- **〇商工観光課長(長谷川満君)** それでは、菊地議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず一つ目の条例の文面、文の内容で、「使用」というところを「利用」というところに改めているといったところのご質問かと思いますけれども、こちらの意味合いにつきましては、やはり施設の性質上ですね、サービスを提供する、レジャーのアウトドアのキャンプを提供するということで、「使用」という文言よりもですね「利用」という、お客様が利用されて楽しんでいただくというような観点から文言のほうを定めさせていただくといったところでございます。

また、もう一つのご質問でございまして、幕末と明治の博物館の条例の整理につきましてですけれども、こちら今回、大洗キャンプ場、これまではですね町営キャンプ場としての条例での位置付けはサンビーチキャンプ場のみということでございましたけれども、今般のですね条例の改正によりまして、大洗キャンプ場も町営のキャンプ場として位置付けるといったことでございまして、これまではですね幕末と明治の博物館の条例のほうも野外施設ということで大洗キャンプ場のほうは位置付けられておりましたけれども、これからは、4月以降はですね町営キャンプ場として位置付けるというところでございますので、こちらの施設は、幕末と明治の博物館の条例のほうから削除すると。町営キャンプ場の条例のほうで管理するといった、位置付けるといった内容でございます。

以上でございます。

- 〇議長(小沼正男君) 菊地昇悦君。
- ○12番(菊地昇悦君) 使用料と利用料については、どちらでもいいといえば先ほど言いましたけども、一般的にこれまでずっと使用料ということで、これが当然だというふうに思ってきました。サービスを提供するということからちょっと変えたということでありますが、ほかのね、先ほども決算の説明でもありました水道料とか下水道料金も全て「使用料」というような形になっているんですよね。ですから、ここだけちょっと変えるというのは、ほかとの整合性から見てどうなのかなと。同じサービスを受けるんだけども、どういうふうにこれを理解していいのかということちょっとわかりませんけどもね、その辺はどういうふうに考えているのか。

あともう一つはですね、今回の提案では様々なサービスが大幅に引き上げられていると。倍以上になっているような感じもありますよね。倍ですよね。ですから、これによってですね、利用者への影響は当然考えられているとは思うんですが、今、キャンプが非常に盛んで、キャンプ場の整備もいろんなところで進んでいるというなかで、選んで利用してもらうということになると思うんですが、この大幅な引き上げが影響が出てくるんじゃないかと思いますが、その点についてはどのように見込んでいるのかどうか、この点について伺います。

あともう一点はですね、博物館の在り方なんですが、これまではキャンプ場と博物館との関係は 非常に密接で、その収益を博物館のほうに活用していたということになります。今度指定管理になっ てきますとね、それは非常に難しくなってくるし、条例でみると、そのことがはっきりと示されて いないと。このままいくと、博物館そのものは存続が危ぶまれるというようなことも考えてしまう わけです。この点についてはどういうふうに考えて、これを提案されているのか伺います。

- ○議長(小沼正男君) 商工観光課長 長谷川満君。
- ○商工観光課長(長谷川満君) 再度のご質問でございますけれども、まず一つ目の「使用料」「利用料」といったところでございますけども、先ほど申し上げましたけれども、施設の性質上ですね、観光に資する施設、それからレジャーに資する施設というところでございまして、水道料金等の生活に密接するものとはまたちょっと別な意味合いということで、やはりその利用者の方が選んで利用するといったところで、「利用料」というところが適切、適当なのかなというところでございます。

それから、今回の条例改定によります料金等の引き上げ等々につきましてでございますけれども、こちら利用料金のほうを今回改定させていただきまして、したところでございますけれども、こちらで利用料金の設定につきましては、あくまで上限として定めるものでありまして、4月以降、指定管理者制度を導入いたしまして、指定管理者による管理というところになりますと、やはり指定管理者がですねいろいろアイディアを持ち寄ってですね料金の設定も提案するといったところで、いろんな柔軟に対応できるように、また、弾力的に対応できるというところでございまして、あくまで上限として設定をさせていただく、この範囲において指定管理者が提案をして、それに対して町が承認をする形で行っていくということでございますので、主に指定管理者による効果的に運営を

図る上で、あくまで上限として今回設定をさせていただいたものでございまして、料金の設定につきましては、利用者から選ばれる施設というようなお話もありましたけれども、そういったですね利用者のニーズといったところのバランス等をとりながらですね、指定管理者の提案により適切な価格を設定していただいて、また、それに対して町もですねしっかりとですね協議をさせていただく、また、指導が必要な場合は指導させていただくというところで設定のほうをさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

- 〇議長(小沼正男君) 生涯学習課長 深作和利君。
- ○生涯学習課長(深作和利君) 菊地議員のですね、今回の条例に伴いまして、博物館のことをご心配していただいております。今回、まずそのキャンプ場を一元化しようというような動きがありまして、それは新たなですね将来に向けての展開ということによりまして一元化のことになりました。ということで、これまで博物館条例、先ほど商工観光課長からありましたけども、博物館条例において設定されていた野外施設を切り離したということになります。それで今回、博物館条例からその部分を削除したということになっておりまして、全協の時にもですね申し上げましたが、今後ですね博物館条例については改正を検討してございまして、おっしゃるとおりキャンプ場と切り離してキャンプ場の収入が無くなってしまう、博物館の収入だけでは賄っていけないということにはなってしまいます。だからいいということではございませんので、確かに採算的に見れば厳しいところはありますけども、今後ですね、どうやって運営していったらいいのか、経費の問題であるとか、入館促進の問題であるとか、そういうことをですね十分協議しながら進めていきたいと考えてございます。
- 〇議長(小沼正男君) 菊地昇悦君。
- ○12番(菊地昇悦君) 最初に商工観光課長のほうから説明ありましたけども、説明はね、利用料そのものの設定についてが中心だったんだけども、見通しだよね、キャンプ場はこれから様々なところで競合するというようなことが十分考えられると思うんですよ。もう既に始まっていると思う。これが、この大幅な引き上げによって利用者にね影響が出てくるんじゃないかということを心配します。その辺の見通しはどうなんでしょうかということを示したわけです。ただ高くなって、減っても大丈夫だと、これまでと同じぐらい入るんだという考えが成り立つと思いますが、やはり収益も大事でしょうけども、利用者が安心、低額でね、家族連れで大洗を楽しめるということが何よりも大事ではないかというふうに私は思っております。

もう一つは生涯学習課のほうですけども、博物館の将来は今後示すということで、これ切り離して示されても、なかなかねトータルで物事を、このキャンプ場の在り方が理解できないと思うんですよ。本来ならば一緒に提案してね、整合性もって、ああこれなら博物館も大丈夫だというふうに私たちは理解していかなきゃいけないというふうに思いますが、それがなかったと。しかも、採算的には厳しくなるということも答弁されました。これこのままいくとね、そういう博物館の問題が大きく出てくると思うんですよね。ですから、このままではちょっと、様々な問題を抱えすぎているということがありますので、私は再提案していただきたいなというふうに思いますけども、様々

な問題を含んでいるということが今回の提案の一番の感想です。先ほどの答弁してください。

- 〇議長(小沼正男君) 町長 國井 豊君。
- 〇町長(國井 豊君) 菊地議員からのご質問、また、ご懸念でございますけども、これは我々も同 じような懸念について共有しております。一つは、利用料金の問題でありますけども、これあくま でも上限の設定です。逆側から見れば、よく民間感覚を行政も持つべきだというようなスタートラ インからいきますならば、すなわちその花火大会の日も、この町営キャンプ、すなわちサンビーチ キャンプ場は5,000円でいわゆる今使用できます。しかし、逆側から見れば、この花火大会の時はも う10数倍、何十倍っていうことでありますので、これ民間であるならばハイシーズン利用というこ とで、これ2倍、3倍、5倍でも、すなわち3万払っても、5万払っても、この花火大会の時に、電源付 きのところへ入りたいという方がいらっしゃるというようなお話も十分聞いておりますので、その 花火大会の時とか、いつもいつもこの利用料金でやるということではなくて、花火大会の時とか、 すなわちお盆の時とか、ハイシーズンの時にあわせた形で利用設定できるように、これについては 今、菊地議員から言われたように、ほかとの競争になりますから、競争になった時に特に民間なん かのグランピングであるとか、こういう今、キャンプブームで、アウトドアブームでいろいろやっ てますので、そこと今の行政職員で競争したんでは、とてもとてもかないません。ですから指定管 理にして、そういう方々が利用料金、いろいろそういう方々、ホテル業も同じでありますけど、い ろんな計数だとか、この日は幾らにしたほうがいいとか、繁忙期とか閑散期とか、そういうのを見 据えていろいろ料金設定したり柔軟な対応をしておりますので、そういうところにあわせた形、そ ういう方々にお任せをして収益を生んでいただく。そして、それがいわゆる先ほど関連性というこ とでご指摘をいただきましたけれども、すなわちキャンプ場についてと、キャンプ場のいわゆる上 がりでもって、いわゆる収益でもって、これまで一部補填をしながら幕末と明治の博物館を運営し ておりましたけど、当然ここはこれまでのようなものが求められなくなりますから、私どもで指定 管理をする際に、これから詳細にいろんな意味で計算をしていって、税理士だとかそういうプロの 方々を交えてやっていきますけども、前にも全員協議会で申し上げたように、固定納付金というの を納めていただいて、むしろ指定管理して、通常の指定管理ですと指定管理料としてこちら側がお 支払いをして、あと足りない分は自分らで稼いでくれよというのが指定管理のほとんどだというふ うに聞いておりますけども、今回の場合は、もう逆に言えば固定納付金として納付をしていただく。 それから、収益の何割とかっていう形でお支払いをいただくということで、その金額で今までのよ うな形で従来どおりの運営ができるように、幕末と明治の博物館については運営していこうという ことで考えておりますので、決してこちら側が切り離して棄損して、儲かる事業をですね民間に出 して、そのまま儲けらせるという話では全く私どもありませんで、その今のような事業体系、せっ かくいいキャンプブーム、アウトドアブームがあるにもかかわらず、収益が、すなわち横ばいであ るということ、ここを私ども見たということで、今後これをしっかりと収益を確保していただく、 その確保していただいた収益を私どもに納付をしていただく、そういうことで今なかなか柔軟に行 政職員では対応できませんから、民間の知恵をお貸しいただきながら、私どもでやっていくという

ようなことでありますので、決してこれ分離してわかりにくくするとかそういうことではなくて、 あの幕末と明治の博物館についてもしっかりとした、今後自立できるような、かといっていくらで もいくらでもお金投入することが、財政投下することがよしとするわけにはまいりませんので、先 ほども今回の監査を受けて私どもでの決意に近いお話をさせていただきましたので、そういう考え 方でもってしっかりと両立できるような体制で進めていきますので、どうぞご理解のほどお願いし たいと思います。

- 〇議長(小沼正男君) 坂本純治君。
- ○11番(坂本純治君) いろいろ答弁のほうをいただきましたので、ある程度の方向性はよく見えました。このなかでですね、今、町長が言われたように、最終的には今回この条例を作るに当たり、条例が可決されれば、将来的には指定管理者をしたいということなんだろうと思うんですが、その際の算定基準や算定根拠というのはですね、今の状況では我々はよく理解できない。現状の幕末と明治の博物館のキャンプ場、またはサンビーチのキャンプ場、収支そのものがですね、決算書のほうにはありますから確認はしておりますけども、そこに対して整合性のあるような数値というものはどのように出してくるのか。そして、この条例化をとった後、まず確認したいのはですね、一つは、今まで幕末と明治の博物館は生涯学習課の担当であった。今度は、大洗キャンプ場は生涯学習課じゃなくて商工観光課、これは一元化するというのは、どちらのほうにするのか、今の答弁聞いてますと観光のほうにくるということなんだろうと思いますが、その背景はいかんとして別に何でも構いませんけども、その算定根拠となるものをもう少し細かくですね、次回には挙げていただきたいなということが、これ要望になりますけども、これを前段として我々が議決をするという背景としては、やはりそこの担保だけはいただかないとなかなか難しいということを申し上げたいんですが、何かあれば一言お願いをしたいと思います。
- 〇議長(小沼正男君) 町長 國井 豊君。
- ○町長(國井 豊君) もともとこの一元化につきましては、議員ご指摘のとおり、幕末と明治の博物館については生涯学習課、そして大洗サンビーチについてはすなわち観光課、そして加えるならば、松川の夕日の郷のキャンプ場、10区画ぐらいやっていただいていますけども、ここについては農林水産課と、もうばらばらに運営をしている。そして、全員協議会などでも申し上げましたけども、休みもばらばら、それから料金はあれにしても、そのほかいろんなことが、もう整合性というか、うまく効率化、効果的なものになっていないということが発端であります。そして、もう一つ加えるならば、先ほど菊地議員からもご指摘ありましたけども、非常にこのブームのなかで、せっかくのこの資源を生かしきれていないというところがありますので、これを生かしていかなきゃならない。そこで、今、議員から言われますように、最大のネックとなっておりますのが、この収益の一部というか収益の過半で今の幕末と明治の博物館を運営しているという、こういうところがございましたので、そこをどうやって整理するかと。まずこの切り離して、しっかりと一元化を図って、当然観光振興ということでありますから、この二つのキャンプ場については、これから観光課が運営をしていく。そして、今、議員からありますように、この計数、しっかりとした計数を出せ

ということでありましたが、これもうもっとも、当然のことでありますので、ただしこのわかりにくいところが非常にありまして、行政の場合ですね、議員言われたように、もういろんな数値、決算書だとか見ても人件費の関係なんかも、例えば生涯学習課長が関わっているんだけど、その人件費がなかに入ってないとか、なかなか民間のような形ですっきりと、ここからここまでが人件費、こっからここまでがすなわち水道料であるとか電気料であるとかっていう、この経費のところが非常にわかりにくい体系となっておりますので、その辺のところ、先ほど菊地議員の時もお答えしましたけども、専門家の皆さんであるとか、さらには税理士であるとか、そういう方々のご意見伺いながら、案分比例するにしてもどんなふうな比例方式がいいのかとか、そういうことを伺いながら、いくらどのようにこちらがかかっていて、これに対してどう、それに対して手当していくのがいいのかということも含めながら、しっかりとした計数を出して皆さん方にお示しをしながら指定管理者制度へと移行できればというふうに考えておりますので、当然議員ご指摘のとおりでありますから、しっかりとしたものを形作ってお示しをしたいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

- 〇議長(小沼正男君) 坂本純治君。
- **〇11番(坂本純治君)** ありがとうございました。多分3月議会でこの辺のところは、しっかりとした、全員協議会でも説明があると思いますので、これは了解させていただきます。

なおかつキャンプ場の一元化というのは、私も大賛成でありまして、今も言われたようにですね、 休みがばらばらだったり、価格がばらばらだったり、そういったもののサービスが管理者に、管理 者というか担当課によって変わってくるというのはね、やはり客体であるお客さんからすると、や はり一元的なものが一番望ましいというのは、これ当たり前であります。

それでちょっと確認をしたいと思うんですが、この51号のなかのですね条例のなかで、指定管理者の指定を取り消した場合などの特例というのが設けられておりますけども、これはどういうことを想定されて、この特例が入ってきているのか。いわゆる契約のなかで5年契約であったり、地域によって若干ずれがありますけども、予算編成のなかでもやはり毎年予算は組んでいきますけども、そういうなかにおいてこの指定管理者の指定を取り消した場合というのは、どういう内容を想定しているのかお尋ねをしたいと思います。

- 〇議長(小沼正男君) 商工観光課長 長谷川満君。
- ○商工観光課長(長谷川満君) それでは、坂本議員のご質問でございますけれども、指定管理者が取り消される場合において、こちらの条例ではですね指定管理者が取り消された場合においては町が運営をするといった内容の条項になっているかと思いますけれども、取り消される場合については、協定書で内容については定めるわけでございますけれども、何かやはりその協定に違反する場合があったりとか、そういったところで町が指定管理者が適当でないといった場合については取り消すことも有り得るといったところでございます。以上です。
- 〇議長(小沼正男君) 坂本純治君。
- **〇11番(坂本純治君)** わかりました。ここを確認した背景はですね、この条例ができ上がって、いわゆるその指定管理者が取り消された場合は町が運営するということになります。その場合の町

の運営というものは、どういう形をとるかですよね。例えばですね、指定管理者を決めてしまって、町の方がまだ担当者も決まってない。それを急激に町が直営をするという形、こういったことが果たしてその行政のなかで、内部でできるのかどうか、このあたりのですね担保はどのように考えているのかということも含めて考えてもらいたいんですけども、このあたりは、単純に駄目だったから、協定書に基づかないから、じゃあ何月何日でやめてくださいといわれても、例えばなかなかそううまくはいかないだろうと思うんですね。もう一つはですね、協定書のなかでそういう、協定書、指定管理者がやめさせることができるのであれば、ちなみに来年の4月からはしばらくの間、協定がうまくいかないので町営のままでいきますという可能性もあるのかどうかと、そこも含めてですねちょっとお尋ねをしたいと思います。

- 〇議長(小沼正男君) 商工観光課長 長谷川満君。
- ○商工観光課長(長谷川満君) それでは、再度のご質問ですけれども、指定管理者との基本協定につきましては、指定管理期間は5年間というところで定めさせていただいて、5年間の基本協定をもって締結をいたす。また、年度ごとにですね年度協定といったものを交わすということになると思いますけれども、そのなかでですね、まずは基本協定を結ぶなかでしっかりとした5年間の事業計画であったりとか、あるいは収支の計画ですね、そちらのほうを、当然指定管理を認定する際にもそういったものを出していただきますけれども、そういったものをもって基本協定を結ばさせていただくと。また、年度協定によりましてですね、その年度ごとの細かい内容を定めたものも締結させていただきますので、そういったなかで適切に運営をしていただくというのが大前提であると思いますけれども、何かその不慮の事態があったりとか、協定に違反するようなことがあったりする場合はですね、町の直営ということにはなるかと思いますけれども、その辺の対応につきましてもですね、よく十分にですね想定をしたなかで対応できるように取り組んでいきたいなというふうに思います。以上でございます。
- 〇11番(坂本純治君) もう一点ある。来年の4月から直営のままで可能なのかどうかという。
- ○商工観光課長(長谷川満君) それでは、来年の4月から直営のままの運営も有り得るのかといったところだと思いますけれども、やはり公募によって指定管理者を定めていくということでありますので、もしかしてその指定管理者が選定されないようなことということが絶対ないとは、100%無いとは言えないというふうに思います。公募ですので、手を挙げてくる事業者があるのかどうか、それから、それにふさわしい事業者かどうかというところをしっかり審査して認定をするわけでございますので、もしそれが指定管理者として適当でないということになれば、例えばこれまで同様の運営の仕方ということも検討しなきゃならないのかなというふうには思っておりますけれども、基本的には指定管理、公募で指定管理者を指定したいというふうには思っております。以上です。
- ○議長(小沼正男君) ほかにないですか。勝村勝一君。
- ○2番(勝村勝一君) 課長、料金についてちょっとお尋ねしますけども、新しくなるところには、 入場料のところに小人料金が入ってないんですが、1人1,000円ということで、これは同一料金でい くんですか。この上限の基礎となるのは、今使っている、この料金のあれで基礎になるのか、その

点二つちょっとお尋ねしますけども、新しい料金のなかには、旧の方には小人料金ありましたけども、新しいほうにはありませんのでお尋ねします。

- 〇議長(小沼正男君) 商工観光課長 長谷川満君。
- ○商工観光課長(長谷川満君) それでは勝村議員のご質問でございまして、入場料の部分の考え方についてでございますが、こちらの入場料の設定につきましては、現在、大洗サンビーチキャンプ場につきましては入場料を大人300円、小人200円ということで定めさせていただいているところでございますけれども、今般の条例改定につきましては、1人1,000円までといったことで、こちらも先ほど来説明させていただいておりますけれども、あくまで上限の設定ということでございますので、このなかで指定管理者の提案によりまして柔軟に対応していただくということでございますので、逆にですね、今、大洗キャンプ場は入場料は取っていないといったところもございますので、これはですね、いろんなことが想定されるなかの設定ということで、必ずしもこれに限るということではなくてですね、この範囲のなかで行っていただくといったところで設定をさせていただいているところです。宜しくお願いします。
- ○2番(勝村勝一君) 基礎となる料金は、今までの。
- ○商工観光課長(長谷川満君) その基礎となるといったところもですね、やはり指定管理者の提案 といったところでですね、その方たちのノウハウとか、これまでの実績とかそういったところで提 案がされるんだろうというふうに思っておりますので、その提案をもとに町のほうとしても見させ ていただいて、設定をさせていただくということになるかと思います。
- 〇議長(小沼正男君) 勝村勝一君。
- ○2番(勝村勝一君) わかりました。宜しくお願いしたいなと思います。

あのですね、宿泊のほうをちょっと説明すると、繁忙期はね2,000円とか3,000円とか5,000円とか上げるのね。そういう設定の勉強もしていただいて、うちの場合は7,500円なんだけど、2食付いて、プラス税金を入れて、もしもお盆の時は2,000円とか3,000円乗せます、1人に。あとお正月もそんな感じで、お盆料金とか正月料金とかあって、そういうのを今度ね、このなかできっと決められると思いますけども、料金上げても場所が非常によろしいので、菊地さん心配してましたけど、お客さん来る可能性は十分にありますので、パイも大きくなりましたし、その点は大丈夫かなと思ってますし、料金のほうはね十分吟味していただいてお願いできればと。料金が確定しましたらば、きちんとお客さんに説明責任ができるように、あと、ちゃんと見えるところに貼っていただいて、納得できる状況でお願いできればと思いますけども、何かあればすいません宜しくお願いします。

- 〇議長(小沼正男君) 商工観光課長 長谷川満君。
- ○商工観光課長(長谷川満君) それでは再度のご質問でございまして、料金の設定等につきましてですけれども、これもやはり先ほど来からお話させていただいておりますけれども、指定管理者によりましてですね、例えば繁忙期においては料金設定を変えるとか、そういったいろんな付加価値をつけて料金設定をするとかというところで、やはり、この辺はですね指定管理者の方のノウハウとか、それからマーケティングですね、これもいろんなところのニーズとかをマーケティングして

いただいたなかで、より良い運営ができるんだろうというふうに思っておるところです。行政ですと、なかなかそういった柔軟な対応というのも難しいところがあるので、その辺は指定管理者の方のですね、是非アイディアと能力を生かしていただいて、料金もですね柔軟に設定するなりといったところで、利用者のニーズに即した運営ができるような指定管理の在り方でいきたいなというふうには思っているところでございますので宜しくお願いしたいと思います。

- 〇議長(小沼正男君) 勝村勝一君。
- ○2番(勝村勝一君) 十分にね宜しくお願いしたいなと思いますし、要望で終わりますけども、今後とも、場所がいいし、非常に、首都圏から近い、その点は十分ねお客さん、今コロナの状況で来れませんけども、来てがっかりして帰る方も結構いたなと思ってますけども、今後とも宜しくお願いしたいなと。要望で終わります。
- ○議長(小沼正男君) ほかにないですか。和田淳也君。
- ○9番(和田淳也君) 指定管理者についてちょっとお尋ねしたいなと思います。指定管理者に、この何ですかね、要求するその業務に対するノウハウを持っているところを募集するのか、それと、それは特に関係なく、とにかく指定管理者は、何のそうですねそのノウハウとか何か関係なく募集するのか、それと、募集するあれですね時期、こういうものが決まっているのかどうか、その辺をちょっとお尋ねしたいと思います。
- 〇議長(小沼正男君) 商工観光課長 長谷川満君。
- ○商工観光課長(長谷川満君) それでは和田議員のご質問でございますけれども、指定管理者につきましては、公募のほうをさせていただくというところで、特に、あくまで公募でございますので、特にそういった実績とかノウハウとかというところを重視して公募の条件として出すことでありませんけれども、やはり審査のなかでいろんなそういったところがですね審査されてですね、ふさわしいところを選ぶのかなというところでございまして、やはり事業計画、あるいはですね収支計画、こちらも適切な収支計画、あるいは実効性のある事業計画等々の提案がなされたところに対して指定管理をするという考えでございますので、やはりそういった能力、実績というようなところも当然勘案されるのかなというふうには思っているところでございます。

それから、時期についてにつきましてはですね、本条例がですね承認された暁にはですね、速やかに公募のほうをかけたいというふうに思っておりまして、できれば今月中にはですね募集のほうを開始して、また、12月の議会において指定管理者の指定ということで提案のほうをさせていただきたいというふうな予定でございます。以上です。

- 〇議長(小沼正男君) 和田淳也君。
- ○9番(和田淳也君) ありがとうございました。時期等はですね、すぐ12月までには決めるということで、事業計画等で見るという形なんで、いや、実はね、審査するほうがそういうノウハウがわかってるのかどうかなって心配しちゃったんですよ。そのノウハウがあるんであれば、町がそのまんまやっててもいいのかなとは思っておったんですが、指定管理に任せたほうが面倒がないというような形でいいんですかね。まあタイトなスケジュールになると思いますけども、頑張ってやってい

ただきたい。以上です。

○議長(小沼正男君) ほかにないですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第51号 大洗町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議あり」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) 異議がありますので、本案については起立採決により行います。

お諮りいたします。議案第51号 大洗町営キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長(小沼正男君) 起立多数であります。したがいまして、議案第51号は、原案のとおり決しました。

ここでですね暫時休憩したいと思います。11時から再開したいと思います。宜しくお願いいたします。

(午前10時53分)

○議長(小沼正男君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◎議案第52号および議案第53号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小沼正男君) 続きまして、議案第52号 新たに生じた土地の確認について、議案第53号 字の区域の設定についてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

〇町長(國井 豊君) 議案第52号 新たに生じた土地の確認についておよび議案第53号 字の区域の設定について、一括して提案理由をご説明申し上げます。

15ページをご覧願います。

議案第52号につきましては、別紙に示す港中央の隣接地3万1,635.27平方メートルを、新たに大洗町の地域として確認するものであります。

つきましては、地方自治法第9条第5項に基づき議会の議決を求めるものであります。

次に、16ページをご覧願います。

議案第53号につきましては、新たに発生した土地について字の区域を設定するものであります。 別紙の区域を新たな字として設定し、名称を「サンビーチ」とするものであります。

つきましては、地方自治法第260条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるものであります。

以上、議案第52号および議案第53号の議案2件について提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長(小沼正男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第52号 新たに生じた土地の確認について質疑を行います。ないですか。坂本純治君。

- ○11番(坂本純治君) これも全員協議会のほうでは大分議論をさせていただきまして、今回の大 洗町の地域であることを確認するという、新たないわゆる地域ができたということなんですけども、 二つあるんですが、一つは、ここの直接的なもので、これは県有地でございますよね。その県有地 からくる、前も確認はしたと思いますけども、交付税相当の県からの交付金というのはどのように なるのか、これが制定された後ですね。もう一つ、海岸線の地域に、まだその未登記のところがた くさんあるんだろうとは思うんですが、今後どのような取り扱いになるのかという、未登記という のはどのぐらいあるのか、確認をさせていただきたいと思います。
- 〇議長(小沼正男君) 総務課長 清宮和之君。
- ○総務課長(清宮和之君) 議員のご質問にお答えいたします。

ただいま議案に提案させていただいている土地に関しましては、議決を行い、告示しない限り、ただの地面です。いわば。そこを新たに指定することによって登記簿上の土地となるということでございますので、今回改めて区域が設定されたということでございますので、今のところ表示登記は、多分国になるんだろうと。国から県のほうに払い下げるというような流れになっていくんだと思うんですけれども、税というか交付税と固定資産税の関係で申しますと、地方交付税につきましては、ご承知だと思いますけども市町村の面積が算定基礎になっているという部分もございますので、そこはプラスに作用するであろうというところでございますが、固定資産税につきましては国有地、県有地に関しまして、何も使用されていない、もしくは無償で運用、使用料は取っていないような利用形態でありますと、町には国有資産等存在市町村交付金のほうは入ってまいりません。ただし、県有地であろうが国有地であろうが、例えば民間にその土地を貸し出して使用料を徴収しているということであれば、固定資産税相当額の当該交付金のほうが町に入ってくるというような流れになってございます。私のほうからは以上です。

- ○議長(小沼正男君) まちづくり推進課長 渡邉澄人君。
- **○まちづくり推進課長(渡邉澄人君)** 坂本議員のご質問にお答えいたします。

海岸沿いの未登記の土地についてのご質問だと思うんですけれども、そちらにつきましては、今後ですね、今、県と私ども町のほうで行っておりますひたちなか・大洗リゾート構想の進展を見据えながら、あの辺りですね土地の活用を考えまして、その辺が見定まってから、今回と同じような新たに生じた土地についてですとか、字の設定といった手続を進めていきたいというふうに考えて

ございます。

- 〇議長(小沼正男君) 坂本純治君。
- ○11番(坂本純治君) わかりました。これからさらに大洗町の土地が増え、さらに活用方法も幅が出るということで、非常にこういうご時世においてですね非常にうれしい話なんですが、そのざっくりの面積というのはどのぐらいあるかですね。行政面積として、その昔、多分もう15年ぐらい前だと思いますけども、約1平方キロぐらいの23.7ぐらいから24.幾つぐらいって、ちょっと一度議会に提案があったことがあった記憶があるんですが、その後また元に戻った、いつの間にか戻っていたという経緯があって、約1へクタールぐらいが大洗の面積が増えたという、いわゆるあそこの砂地のところがどんどん増えたということがあったんですけど、そこの場合はどちらにしても未登記であって、これが将来的ないろいろな活用ができるということは、やはり観光地としての今後を見据えたときに、どのぐらいのあとはそのスパンでそういったものを考えているのか。また、町長がさらにあの辺の開発というものを考えられた時に、どのようにスパンで考えられているのか、もし今お答えができる範囲であればお願いをしたいと思います。
- 〇議長(小沼正男君) まちづくり推進課長 渡邉澄人君。
- **Oまちづくり推進課長(渡邉澄人君)** まず、面積につきましては、今回新たに生じる部分が約3へクタールになりますので、少なくともその、目算で言いますとその大体4、5倍程度ありますので、大体10へクタール以上は新たに面積は増えるのかなというところでございます。今後ですね、きちんとした測量をして面積が出てくるのかなというふうに思いますので、ちょっと正確な面積については、ちょっと今お答えはできないかなというようなところでございます。

それで、今後その見通しにつきましてはですね、その土地の活用について、今、このひたちなか・大洗リゾート構想ができましてから、県のほうを中心に例えばホテルの誘致ですとか、そういったリゾート施設の誘致なんかも検討しているところなんですけども、ちょっとですね、やはりこのコロナ禍においてその辺がストップしているというところでございまして、いつまでに何ができるのかなというところは、まだちょっと申し上げる状況ではないのかなというようなところでございます。以上です。

- 〇議長(小沼正男君) 町長 國井 豊君。
- ○町長(國井 豊君) 今の坂本議員からのご質問でございますけども、あの地域、御存知のように、もうともかく法制度規制がかなりいろんなものがございまして、まずはそういうところをどうやったらクリアできるかということ、今、まちづくり推進課長がお答えさせていただきましたように、ひたちなかリゾート構想を契機として、国・県と一体となってそのことを勉強会的なものをやらさせていただいています。ただ、コロナ禍で少しこうその辺が何かトーンダウンしているところもありますけども、知事選も終わりまして、新たにまたひたちなか・大洗リゾート構想をさらに推進していくということも確認されておりますから、私どもでしっかり、どうやったら地元の意向を反映するような形で新たなその利活用ができるかということを私どもはしっかり要望といいますか、主張していきたいと思いますけども、これは全員協議会で申し上げましたが、やっぱりあのモリカケ

の問題以降、財務省のほうも土地についての払い下げと申しますか、民間への売り渡しについては、基本的にはもう入札、価格だけの入札ということになっているようなところであります。これはもうモリカケの以前からそんな大方針を定めておりますけども、地元の意向をできるだけ尊重するといった時に、ああいう事件性のあるものが起きてきて話題になっておりますので、その辺のところどうやってクリアしていくか、幸いにして今、財務省の方々も、やはり大洗という特性、それから県と地元大洗町の熱い要望を受けて、できるだけこの地域が盛り上がるような形、また、県の施策であるとか国の施策だけではなくて、県や町のいわゆる思いというものを酌み取っていただいて、財務省もどうやったら冒頭申し上げたような法制度の規制をクリアして、地元や、また、地元の皆さん方の意向を受けたような形での利活用が進むのかということを勉強といいますか、いろいろと研究していただいておりますので、私どももしっかり地元として議会の皆さん方のご意見を賜りながら、しっかりとした主張をしていきたいと思いますので、どうぞこれからもご指導のほど宜しくお願いいたします。

○議長(小沼正男君) ほかにないですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第52号 新たに生じた土地の確認について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第52号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第53号 字の区域の設定について質疑を行います。ないですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第53号 字の区域の設定について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第53号は、原案のとおり決しました。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小沼正男君) 日程第6、議案第54号 令和3年度大洗町一般会計補正予算(第4号)を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長(國井 豊君) 議案第54号につきまして、提案理由をご説明申し上げます。

令和3年度一般会計補正予算第4号につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億5,217万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額をそれぞれ85億6,472万8,000円とするものであります。あわせて、地方債の補正をするものであります。

4ページをお開きください。

第2表地方債補正についてご説明いたします。

社会教育施設除却事業債につきましては、老朽化が進む体験活動交流センターの解体に係る経費の財源といたしまして、借入限度額6,700万円を設定するものでございます。

8ページをお開きください。

続きまして、歳出の主な補正内容についてご説明申し上げます。

総務費をはじめ各款に共通する補正内容といたしまして、各款に計上する給料、職員手当等、 会計年度任用職員関係の人件費につきましては、職員の人事異動による増減調整等でありますの で、これらにつきましては説明を省略させていただきます。

総務費の財産管理費につきましては、企業版ふるさと納税制度により寄附されるモバイルハウス5棟のうち1棟を庁舎外会議室として整備し管理する費用として、役務費、委託料、備品購入費、合わせまして120万3,000円を追加計上するものでございます。

続きまして10ページをお開きください。

総務費の戸籍住民基本台帳費につきましては、令和4年1月開始予定のコンビニエンスストアに おける住民票等の交付開始にあわせ、コンビニエンスストアの無い夏海地区向けに郵便局で交付 するシステムを導入する費用として、需用費、委託料、備品購入費、合わせまして435万8,000円 を追加計上するものでございます。

下段の地域づくり総務費につきましては、年末に向けて、ふるさと納税事業を強化するため、マーケティングやプロモーションに係る費用として514万2,000円を追加計上するものでございます。

11ページにお進みください。

民生費の老人福祉費につきましては、長寿祝事業といたしまして75歳以上の高齢者の方に、温泉優待利用券を贈呈する費用として326万円を追加計上するものでございます。

12ページをお開きください。

衛生費の予防費につきましては、9月以降の新型コロナウイルスワクチン接種事業に係る費用として、委託料2,257万5,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、全額国庫支出金で賄うことができます。

下段の斎場管理費につきましては、本年度当初予算に計上しております火葬場棟外壁塗装改修 工事を行うに当たり調査を行ったところ、外壁にアスベストの含有が判明したため、飛散防止に 係る追加工事のほか、斎場駐車場の外灯支柱部分の腐食により、照明器具が落下する恐れがあるため、その改修工事に係る費用を合わせまして1,469万1,000円を追加計上するものでございます。 13ページにお進みください。

農林水産業費の農業振興費につきましては、企業版ふるさと納税により寄附されるモバイルハウスのうち2棟を、夕日の郷松川内キャンプ場の施設として設置するための費用として、芝生補修作業委託料、電気設備工事請負代、合わせまして164万5,000円を追加計上するものでございます。

同じく、委託料の道路台帳作成業務委託料につきましては、大貫地区の県営土地改良事業の完了に伴い、本事業地内にある町道の変更に伴う道路台帳の整備費用としまして、299万2,000円を追加計上するものでございます。

下段の商工費の観光費につきましては、町営キャンプ場の一元化に伴う統合ホームページの制作費用といたしまして、220万円を追加計上するものでございます。

15ページをお開き願います。

教育費の学校財産管理費につきましては、中学校施設照明のLED化について、財源として環境省の補助金を活用した事業展開が可能となる見込みのため、本年度は実施設計に係る費用として396万円を追加計上するものでございます。財源につきましては、事業費の2の1が国庫支出金で賄われます。

下段の体験活動交流センター管理費につきましては、地方債補正の際にも触れさせていただきましたが、築40年以上が経過し、老朽化が進んでいる体験活動交流センターの解体に係る費用として、委託料及び工事請負代合わせまして、7,449万5,000円を追加計上するものでございます。財源につきましては、地方債6,700万円で賄われます。

5ページにお戻り願います。

以上、これらの歳出を賄う財源といたしまして、国庫支出金2,455万5,000円、県支出金40万6,000円、繰入金47万円3,000円、繰越金5,973万7,000円、町債6,700万円を追加し歳入歳出それぞれ1億5,217万1,000円を追加補正するものであります。

以上、議案第54号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案 書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長(小沼正男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第54号 令和3年度大洗町一般会計補正予算(第4号)ついて質疑を行います。ないですか。菊地昇悦君。

- ○12番(菊地昇悦君) 13ページですけれども、一番下のほうの町営キャンプ場の統合ホームページということで、先ほどキャンプ場の一元化ということで成立いたしまして、この予算を計上されたと思いますが、この220万というのは、委託して作ってもらうということですが、これは最初の立ち上げだけでの予算なのかどうか伺います。
- ○議長(小沼正男君) 商工観光課長 長谷川満君。
- **〇商工観光課長(長谷川満君)** それでは菊地議員のご質問にお答えいたします。

町営キャンプ場の統合ホームページについてでございますけれども、こちら、キャンプ場を一元 化するに当たりまして新たにホームページを立ち上げて運営を行っていくといったところで、予約 システムであるとか、そういったところを統合して行うというところでございまして、基本設計だっ たりデザインであったりページ作成であったり、そういったシステムの構築のための予算というこ とになってございます。以上です。

- 〇議長(小沼正男君) 菊地昇悦君。
- ○12番(菊地昇悦君) 先ほどの条例の提案の際にもですね、季節ごとによってキャンプ場の利用の促進のための内容が変わってくると、利用料含めてですね。そうすると、更新しなきゃいけないことになりますよね。最初のだけでは通じなくなっちゃって、その都度これをやんなきゃいけないということになるとですね、当初、町の職員では、行政では仕事ができないと。この魅力あるキャンプ場を提供するようなことは、自治体の職員では不可能だというようなことを盛んに言われている。そんなことでありました。だけども、これ以上ホームページの更新料、計上するんだけども、もっともっと掛かっていくということを考えると、それにふさわしい人材を活用したほうがね、私は財政の効率化からも大事な点ではないかと。ホームページを活用するだけじゃなくて、それに特化した、キャンプ場に特化したような人材というものをきちっとつくっておけばね、あえて指定管理、外部の方を指定してね事業を展開するんじゃなくて、町の職員そのものがこういうキャンプ場の運営が可能になるし、自治体の職員としても能力があるんではないかというふうには思いますが、その点はどういうふうに考えているんですか。
- 〇議長(小沼正男君) 商工観光課長 長谷川満君。
- ○商工観光課長(長谷川満君) 再度のご質問でございますけれども、そもそも今回のですね指定管理者制度の導入といったところでは、先ほど来からありますけれども、より効率的な、効果的な運用が指定管理者によってなされるというところでございまして、職員が能力が、効果的な運営ができるできないといった問題ではなくてですね、やはりその指定管理者によって、より柔軟に、よりマーケティング、ニーズに即した運営をしていただくために今回指定管理者を導入するということでございますので、これは何ていうんですかね、行政の負担の軽減にもつながりますし、よりキャンプ場の事業が発展的に展開できるだろうといったところでございまして、ホームページの運営につきましても、こちらは町のほうで整備はいたしますけれども、基本的にはですね指定管理者のほうがいろんなアイディアをもって、また、その業者ともやり取りをしながら充実したホームページにしていくというようなことでございまして、やはり指定管理者の高いノウハウであったり、そういったところをキャンプ場運営に生かして、より観光の振興、それからキャンプ場の事業の発展につなげていきたいといったところで今回指定管理者制度、それからこういった補正予算というところへ出させていただいているといったところでございますので宜しくお願いしたいと思います。
- 〇議長(小沼正男君) 菊地昇悦君。
- **〇12番(菊地昇悦君)** やはり効率的で効果的な業務は、自治体職員ではできないんだという、そっからどうしても抜け切れないでいると思うんですが、私はそこを追求するのが行政の立場ではない

かと思うんです。指定管理料を払うよりも、町の職員を配置しながらこのキャンプ場のホームページを立ち上げるのも、そういうことを考えればね、これからの費用、経費も新たに委託することもなくできるんではないかということを強く感じております。そのことを申し上げて質問を終わります。

- 〇議長(小沼正男君) 町長 國井 豊君。
- 〇町長(國井 豊君) 菊地議員からのご指摘で、もっともな部分もございますが、そもそも論とい きますけども、うちの自治体の規模でそれぞれ専門職員を養成するということになれば、キャンプ 場の専門家、何の専門家ってこうやってったら、とてもとてもその財政的に逆にもたなくなります し、そういうキャンプ場の運営ができるようなそういう職員となった時に、例えばその人がもうずっ と採用してから辞めるまでキャンプ場の運営をしていって、果たしてそれで職員の皆さん方がやり きれるのかと、やりきれるっていうのは精神的にもいろんな面でも、人事異動もなく、その専門職 としてそういうことできるのかと。そしてその専門職員そういう方を雇った場合に、うちの給与体 系じゃあとてもとてももうついていけませんから、そんな専門的にいろんなことできるんであれば、 当然民間で仕事をしておりますから、その辺のところがあるからこそ民間委託が出てきたりとか指 定管理とかっていう制度になってると思います。これ、大きい例えば横浜だとか神戸だとか、ああ いうもう大きな自治体だったら専門職の職員を養成をしてやるというような考え方もありますけど も、私はそういうことでありますし、また、先ほど来から申し上げておりますように、今回の場合、 うちで指定管理料を当然払うというような、そんな設定は今のところ考えておりません。むしろ固 定納付金としてお金をいただいて指定管理をしていくということを考えておりまして、そのお金を どうやって、先ほど坂本議員からも質問ありましたけど、どうやってそのお金が、適正なお金がい ただけるかと、算定を、その算定をこれからしていくということでありまして、そのいただいたお 金で先ほど来から懸念となっております幕末と明治の博物館の運営費に充てるということを私ども 考えておりますから、お金払ってまでなんか泥棒に追い銭的にやるということは一切私どもでは考 えておりません。

それから、今、これは少し逸れる話になるかもわかりませんけども、今の職員が少し関わる形で民間委託みたいな形で、半ば民間委託、半ば行政職員が係る形でやっていますけども、例えばNPOの方々にやっていただいて、非常に今の給与体系に合わないような形ですごい安い給与でやっていただいているというような現状があります。これおそらく、じゃあ誰か職員養成してやっていっても、なかなかこれがうまく機能しないということがありますので、私どもこれはまだ正式決定ではありませんけども、指定管理者を求めるに当たって、当然地元の皆さん方を雇用していただく、そして適正な給与体系、今の労働条件に合ったような、働き方改革とかそういうことにも耐え得るような形での改革ができるような、そういう事業者にやっていただきたいというような理念のもとに私ども進めたいと思っておりますので、このままもし、今、町のままでやった場合には、何らかの方の犠牲のもとに成り立っていると言っても過言ではないぐらい過酷な条件のなかで、今、委託をしておりますので、そんなことも解消をしていかないとならないというような、それこそ不幸を

ゼロにするというようなことの一つの私は試金石だというふうに捉えておりますので、そんな考え方で臨んでおりますから、決して議員がご懸念いただいているようながじゃがじゃになっちゃうような、何か指定管理にすることによって、もしくはこのみんな手放しでやることで、むしろ財政支出が増えると、そんなことはありませんし、また今、一番最初にご質問いただいたこのホームページについても、最初だけ作って、当然、春・夏・秋・冬ってありますけど、これは当然管理費のなかで、また新しく作り直すということも有り得ませんで、それぞれ直せるような環境、うちのほうの秘書広報課のほうにもですねそういうできる職員おりますので、そういう職員が関わったり、また、観光課でもそんなことできますし、またいろんな意味で地域協力隊のなかにもそういう方々が、できる方々たくさんいますから、当然その指定管理したその業者、管理する事業者が、そんな方々と連携をすることで相乗効果を生めるような環境を作っていきたいと思いますので、ここから先また財政支出を伴って、春・夏・秋・冬、220万ずつ年間1,000万も掛かるというような話ではないというようなことだけ申し添えたいと思いますので、どうぞご理解のほどお願い申し上げる次第であります。

- ○議長(小沼正男君) ほかにありませんか。今村和章君。
- ○8番(今村和章君) 15ページのですね体験交流センターの解体の件でご質問させていただきます。 全協でもお話をいただきまして、解体に際しまして、今使用している事業等はなくなったということでありますけども、私の所属している団体、大貫町若連、太鼓のですね、お祭りに出る太鼓のメンバー、また、あと大洗連さん、そのほかにも大洗のブラスバンドとかですね、今まで使用していた団体もあるわけですね。その方々に、私は前もって課長のほうから解体するということもお話聞きまして、解体に反対ではありません。やはり老朽化してますし、安全面考えましてもですね、そこはいい方向にいったのかなと思っておりますけども、その団体に向けてですね、今後どのような場所で今度練習をしたらいいかということが多分相談がくると思うんですよ。私どももまだメンバーに話してませんので、これが決まりましたらば、ちょっと相談したいと思いますけども、その代替地としてですねどういうところを想定されているのか、もしお考えがありましたらばお聞きしたいなと思います。
- 〇議長(小沼正男君) 生涯学習課長 深作和利君。
- **〇生涯学習課長(深作和利君)** 今村議員のご質問です。お答えしたいと思います。

今、議員もおっしゃっていただきましたように、事前にですね各利用者の代表者にはですね、町のこういう方向性があるんだということはお伝えしております。今回ですね、補正予算提案いたしまして議決されたならばですね、詳細のほうを詰めにお話したいと思っております。考えるところはですね、トヨペットスマイルホールの施設のなかをですね利用していただくのが基本になるのかなと思っておりますので、その辺をですね今後お話させていただきたいと思っております。

- 〇議長(小沼正男君) 今村和章君。
- **〇8番(今村和章君)** ありがとうございます。以前にですね、そちらを使っていた経緯もあります。 それで何で今のその交流センターのほうに行ったかといいますと、道具の出し入れが大変だという

ことと、特に雨の日なんかはですね置いていけないということで、それで今現在使われているところは置きっぱなしでも多少許されたというところでありました。また、周りの環境ですね、やはり太鼓がうるさいということで、なかなか町中ではちょっとできないと。前、私どもの団体も、一番最初は寿集会所を使っていましたけども、周りから苦情があって、やっとあそこの場所が見つかったというようなところもありましたので、一つの提案としては、こちらのトヨペットスマイルホールもありますけども、そのほかにもですね、多分相談があると思いますので、是非ともその部分はですね、早めにですねご検討いただければと思うんですが、いかがでしょうか。

- 〇議長(小沼正男君) 生涯学習課長 深作和利君。
- ○生涯学習課長(深作和利君) 再度のご質問でございます。その他の施設についてもご検討いただきたいということでありますけども、なかなかですね今おっしゃられたように音の問題ということもございますので、やはり基本はスマイルホールになるのかなと。そこはですね、ほかの団体で楽器を使った団体もおりますので、基本的に音を出してもいい施設だと思っております。その辺は利用時間ですね、きちっと終了は9時となっておりますので、その辺のルールをみんなで守っていただきながらやっていただくことが基本になるのかなと考えておりますので、今のところそういう考えてございます。
- ○議長(小沼正男君) ほかにないですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第54号 令和3年度大洗町一般会計補正予算(第4号)について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

O議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第54号は、原案のとおり決しました。

◎議案第55号ないし議案第57号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小沼正男君) 続きまして、議案第55号 令和3年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第56号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算(第1号)、議案第57号 令和3年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)を議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

〇町長(國井 豊君) 議案第55号から議案第57号まで、一括して提案理由をご説明申し上げます。 19ページをお開き願います。

議案第55号 令和3年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定

の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ108万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を17億1,653万1,000円とするものであります。

21ページをお開きください。

下段の歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

総務費の一般管理費につきましては、職員の人事異動に伴い108万5,000円を追加するものでございます。

同ページ上段をご覧ください。

これら歳出を賄う財源といたしましては、一般会計繰入金108万5,000円を追加するものでございます。

続きまして23ページをお開きください。

議案第56号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,852万1,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を18億4,796万3,000円とするものであります。

25ページをお開きください。

下段の歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

諸拠出金の第1号被保険者保険料還付金及び加算金につきましては、過年度の保険料に異動があり、環付の必要が生じたため15万円を追加計上するものでございます。

介護保険事業負担金等返還金につきましては、令和2年度分精算による国・県・支払基金への返還金計3,837万1,000円を追加計上するものであります。

同ページ上段をご覧ください。

これらの歳出を賄う財源といたしましては、繰越金3,852万1,000円を追加し、歳入歳出それぞれ3,852万1,000円を追加するものでございます。

続きまして27ページをお開きください。

議案第57号 令和3年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ378万2,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を2,134万1,000円とするものであります。

29ページをお開きください。

下段の歳出の補正内容についてご説明申し上げます。

墓地建設改良等準備基金費につきましては、令和2年度決算による繰越金を基金へ積み立てるため378万2,000円を追加計上するものでございます。

同ページの上段をご覧ください。

これら歳出を賄う財源といたしましては、繰越金378万2,000円を追加し、歳入歳出それぞれ378万2,000円を追加するものでございます。

以上、議案第55号から議案第57号までの提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましては、お手元の議案書によりご審議の上、適切な議決を賜りますようお願いいたします。

○議長(小沼正男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第55号 令和3年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について質疑を 行います。ないですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第55号 令和3年度大洗町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第55号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第56号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算(第1号)について質疑を 行います。ないですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第56号 令和3年度大洗町介護保険特別会計補正予算(第1号)について、 原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第56号は、原案のとおり決しました。

続きまして、議案第57号 令和3年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)について 質疑を行います。ないですか。坂本純治君。

- ○11番(坂本純治君) 確認だけですが、1点だけございます。現在、お墓の基数はある程度変化はありませんけども、墓じまいをする方が少しずつ出てらっしゃいます。将来的なものを考えてなんですけども、これから準備基金という形で準備しなければいけない。このあたりをどのようにお考えなのか、墓じまいが今されて、空いている墓地というのがどのぐらいあって、将来どのようにお考えなのかお尋ねをします。
- 〇議長(小沼正男君) 生活環境課長 大川文男君。
- **〇生活環境課長(大川文男君)** 坂本議員のご質問にお答えいたします。

現在ですね墓じまいということで確かに数件出てきております。今、空き状況というのがですね、 今約50程度ございまして、墓地のほうのですね申し込みのほうもですね今年の4月から要件のほうを 緩和しまして、お骨がなくても申し込みのほうは行えるというような形になっております。今後で すね、墓じまいとかそういう要件も緩和しながらでもですね、空き状況等を見ながらですね、この 基金とかについてもですね、どのように施設のほうを維持していくのかということを考えてやって いきたいと思います。以上です。

- 〇議長(小沼正男君) 坂本純治君。
- ○11番(坂本純治君) ありがとうございました。これから現実的な問題として、もっと増えるだろうというふうに私思っておりますし、私の知り合いでも墓じまいした方がいらっしゃって、その方の親戚が、お墓に来たら無かったっていう現実的なことも実際あったんですね。それはそれで法的な問題何もなかったんですけども、ただ、これからですね、そのお墓を求める方が町外にも多分いらっしゃるであろうと。そういうことも含めて、町内だけの問題ではもうなくなってくるんじゃないか。やはり、空きがこれから増えていく以上は、町外の方でも使えるような、そこには料金体系を変えるとか、それも含めてですね、やはり空きがないような、せっかく造成してあるわけですから、その辺も今後考えていただければなと思います。何かあればお答えいただいて終わります。
- 〇議長(小沼正男君) 生活環境課長 大川文男君。
- **〇生活環境課長(大川文男君)** 坂本議員の再度のご質問にお答えいたします。 確かにですね町外の方でかなり問い合わせ等がありまして、お墓のほう持てないのかというよう な問い合わせもございますので、今後いろいろと検討していきたいと思います。以上でございます。
- ○議長(小沼正男君) ほかにないですか。勝村勝一君。
- **〇2番(勝村勝一君)** 1点ありました。今、墓じまいということで、合葬墓地の利用状況をちょっと お尋ねしますけども、どのような感じで今、利用はなっているかちょっとお尋ねしますけども。
- 〇議長(小沼正男君) 生活環境課長 大川文男君。
- **〇生活環境課長(大川文男君)** 勝村議員のご質問にお答えいたします。

合葬墓地ということでございますが、合葬墓地にですねお骨を置く場所が174カ所ございまして、ちょっと今現在、正確な数字は把握しておりませんが、大体10カ所程度埋まっているような状況です。またですね、そちらにですね、15年間保管というような決まりがございまして、そこで15年保管した後はお骨を下のほうに埋める場所がございまして、そちらのほうに埋めるような形となっております。現在の状況としては以上でございます。

- 〇議長(小沼正男君) 勝村勝一君。
- **〇2番(勝村勝一君)** 課長、ありがとうございます。今、坂本議員から再度でましたけども、墓じまいして合葬墓地のほうに申し込みはなかったでしょうか。墓じまいして、きっと町外に出られる方もいますので、持ってった方もいるでしょうけども、そういう利用もあると思いますので、もしも墓じまいする場合に合葬墓地ありますよということでやっていただければ、174柱入りますので、利活用としてはお願いしたいなと思いますけども、その辺のところの広報活動はどうなんですか。
- 〇議長(小沼正男君) 生活環境課長 大川文男君。
- **〇生活環境課長(大川文男君)** 勝村議員の再度のご質問にお答えいたします。

確かに墓じまいということで、合葬墓地のほうにそこから入れるというようなケースもございます。通常の墓地からですね合葬墓地のほうに入れ替えをですね、先ほどの納骨室というような場所ではなくてですね、何ていうんですかね、お骨をまとめて入れるような場所がございまして、そち

らのほうに入れるようなことになっております。

広報活動ということでございますけども、その辺につきましてはですね、周知のほうを図ってい きたいと思います。以上でございます。

○議長(小沼正男君) ほかにないですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) なければ、以上で質疑を終了します。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第57号 令和3年度大洗町営公園墓地事業特別会計補正予算(第1号)について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第57号は、原案のとおり決しました。

◎議案第58号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小沼正男君) 日程第7、議案第58号 「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館改修 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

〇町長(國井 豊君) 議案第58号 「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館改修工事請負 契約の締結について、提案理由をご説明申し上げます。

本案につきましては、「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館のアリーナ漏水対策、照明 設備更新およびトイレ等改修工事等の請負契約を締結するものでございます。

契約の方法につきましては、指名競争入札により令和3年8月23日に入札会を執行した結果、株式会社大貫工務店が8,480万円で落札し、これに取引に係る消費税および地方消費税の848万円を加えました9,328万円にて請負契約を締結するものでございます。

つきましては、大洗町の議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の 規定により、議会の議決を求めるものでございます。

以上、議案第58号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、適切なる議決を賜りますようお願いいたします。

○議長(小沼正男君) 提案理由の説明が終わりました。

これより議案第58号 「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館改修工事請負契約の締結について質疑を行います。坂本純治君。

〇11番(坂本純治君) 今回のこの「トヨペット エンジョイパーク 大洗」の改修工事でありますけども、改修内容がここに6点ほど書かれております。具体的にどのようなところをどのようにす

るかということで、簡単で結構なんですが説明をいただいてもよろしいでしょうか。

それと、設計単価がどのぐらいであったのかということも、あわせてお願いをしたいと思います。

- 〇議長(小沼正男君) 都市建設課長 津幡紀昭君。
- **〇都市建設課長(津幡紀昭君)** 坂本議員のご質問にお答えいたします。

今回の工事の内容でございますが、まず、建築工事といたしましてアリーナ天井部分と、あとエントランスポーチの漏水箇所の修繕、それに1階と2階にございますトイレの洋式化・乾式化を行います。また、電気設備といたしまして、アリーナを含めた館内全ての照明のLED化、そして今一番問題となっております古くなった制御盤の交換を行います。また、機械設備といたしましては、空調・換気、給排水設備を全て一新して新しいものに変えるというものでございます。

設計の費用でございますが、すいません、ちょっと今、手元に私持ってございませんけども、確認して後ほど、あっ、すいません、工事の設計金額ですか。工事の設計金額は、9,639万3,000円でございます。

- ○議長(小沼正男君) ほかにないですか。菊地昇悦君。
- **〇12番(菊地昇悦君)** 今、改修内容について説明されまして、トイレの改修ですけども、1階と2階の洋式化というふうに伺いましたが、この体育館の中で障害者の方々が対応できるトイレというのはどれぐらいあるんですか。
- 〇議長(小沼正男君) 生涯学習課長 深作和利君。
- **〇生涯学習課長(深作和利君)** 日頃管理運営しております生涯学習課のほうでお答えさせていただきます。

体育館につきましては、1階にですね1カ所ですね、多目的トイレということでございます。

- 〇議長(小沼正男君) 菊地昇悦君。
- ○12番(菊地昇悦君) この改修はね、これからのこの体育館の活用をどう進めていくのかということも含めて改修、そして提案されていると思うんですが、最近、オリンピック・パラリンピック終わりまして、パラリンピックについては本当に多くの方が感動したというような声がたくさん出ておりました。私もテレビを観てですね、すごいなというふうに思ったところです。ああいう障害を持った方々が、大変な努力を積み重ねてね、世界から集まってやっていると。あれを初めて観た方もおられると思うんですが、特に子どもたちにとっては大きな、その競技場に行かなくてもねテレビで通じて学ぶところがたくさんあったと思うんですね。

そこでですね、「トヨペット エンジョイパーク」という名前もありますから、この大洗町の体育館をどう今後活用していくのかということをちょっと思ったものですから質問するんです。これまでの小学生の全国の体操競技大会というのを行われていて、大洗町で競技に参加した方は、オリンピックへ出たかどうかわかりませんけども、そういう夢を持ちながらこの大洗町で競技を行ったということだと思うんです。その障害者の方々が競技できる場所が一体どれぐらいあるのかというのはちょっとわかりませんけども、大洗町が率先してですね、ああいうパラリンピックに参加できる方々が近くの体育館、スポーツ施設でですね大会を開けたり、練習ができたりというようなことが

あれば、もっともっと障害者への理解も深まるし、障害者の方々の生きがいにもつながっていくん じゃないかというふうには思うとこなんですね。ですから、まずトイレが障害者対応が1カ所しかな いというようなこともありまして、もしこの辺がもっと改善していく必要があるのかなというふう に思いますし、将来的、近い将来的にパラリンピックなどを経験して、町長は今後どのように活用 していくことがいいのかなと考えたことはなかったでしょうか。

- 〇議長(小沼正男君) 町長 國井 豊君。
- ○町長(國井 豊君) いろいろ私もそんなような、菊地議員と同じように考えておりました。全くこれは政党の枠組みを超えて、垣根を越えて同感であります。ただ、パラリンピックは、少し私は、どうも観ていて胸が痛くなるというか苦しくなるというか、非常にこう涙が、あまり正視して見ることができなかったところもあって、我々健常者がしっかりもっとしなければならないなというのを感じた次第であります。

今、議員からご案内のありました、本当に体操大会、全国大会やっていただいているというのは、非常に誇らしい限りでありますので、イベントも含めてそういうものをどんどん誘致できればなというようなことを私自身思っておりますけれども、いかんせんいろいろ私もあんまりスポーツについては造詣が深くないものですからあまりよくわかりませんけども、体育館にしても、例えば野球場にしても、サッカーコートにしても、いろんなのを誘致するにおいては、もう非常に老朽化が進んでいるし、かつてあれをいろいろ作った時と環境が変わって、もっと最新の設備でないとそういう誘致した時になかなか大洗の自然環境とかそういうものは素晴らしくて、知名度も良くて、ここで泊まるということにはなるんでしょうけども、しかし、設備で誘致するということがなかなかできないような環境になっておりますので、私自身はもっともっといろんな意味で、イベントも含めて誘致したいなと思っておりますので、私自身はもっともっといろんな意味で、イベントも含めて誘致したいなと思っておりますので、私自身はもっともっといろんな意味で、イベントも含めてですかあの、フェンスとか、そういうものがもうボロボロになっているところもありますし、トイレなんかも非常に老朽化が進んでおりますから、そんなものも少しずつ改善をしていかなければならないと思っておりますので、そんなところを考えていきたいなと思っています。

ただ、もう一つ加えるならば、これは議員もお感じになられていると思いますけども、阿字ヶ浦のほうでは高校生であるとか大学生であるとか、そういう方々の夏のキャンプとかで民宿などがもろ手を挙げて歓迎をして誘致をしております。これ、波崎なんかも同じようにサッカー場だとかそんなのがありますから、非常にもろ手を挙げて民宿が一丸となって誘致してますが、大洗の場合、これ、いい意味でも悪い意味でも非常にそういう高校生とか大学生を誘致しなくても、お客さんがが、ガルパンファンも含めてたくさん見えますので、低料金でやる必要ないっていうことであんまり手挙げる方が少なくて、その辺も少しかみ合わないところがありますから、これは逆にいえばうれしい悲鳴で、別にそこに頼んなくてもいいっていうことで、逆に阿字ヶ浦であるとか、波崎であるとか、非常に低料金でサービスを強いられるというか、悪い意味でいえば強いられる、いい言葉で言えばサービスを提供しなければならないという、そういう過酷なところがありますので、そっから

見たら非常に大洗、いい環境なんですが、そんなようなことがあって、なかなかそんなことも揃っていかないと、いろんなその事業を誘致するにおいても難しい面がありますので、そういうのを一つ一つはかっていきながら、まずはアマチュア大会とかそんなのも含めていろんな形でこのコロナを見据えて、しっかりとした環境整備を図るのと同時に、歓迎ムードというのを盛り上げていければなというふうに思っておりますので、どうぞ菊地議員におかれましても、適切なご指導、ご支援をお願いしたいと思います。

- 〇議長(小沼正男君) 菊地昇悦君。
- **〇12番(菊地昇悦君)** 正面から受け止めていただいてね、ぜひそういう方向に進めていっていただきたいなと思います。

例えば施設によって床とかね非常にやっぱり大事だと思うんですよ、障害者のスポーツにおいてはね。私、今回見て、ゴールボールっていうのかな、脳の障害を持っている方々のね、ああいうの、大変な人気があったようなニュースに触れました。あれは障害者だけじゃなくて、健常者も体験すれば障害者の気持ちがわかるんではないかというようなこともいわれておりましたが、ああいうものは大幅な改修が必要なくねできるんじゃないかと。しかも、パラリンピックにおいては様々な企業が協賛しているということで、例えばトヨタ自動車はどうだったかわかりませんけども、ぜひ行政だけじゃなくて、あまり積極的に企業を活用するのをいいとは思いませんけども、企業の協力も得ながらね、そういう関東大会とか全国大会とかね、大洗でいち早く名乗りをあげて活用を進めていっていただきたいなと改めて申し上げて質問を終わります。

○議長(小沼正男君) ほかにないですか。

[「なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) なければ、以上で質疑を終了いたします。

討論はありませんでしたので、採決いたします。

お諮りいたします。議案第58号 「トヨペット エンジョイパーク 大洗」体育館改修工事請負 契約の締結について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、議案第58号は、原案のとおり決しました。

◎同意第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

O議長(小沼正男君) 日程第8、同意第4号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを 議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

〇町長(國井 豊君) 同意第4号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、提案理由を

ご説明申し上げます。

1ページをお開きください。

本案につきましては、栗田敏行氏を大洗町固定資産評価審査委員会委員として選任するため、地 方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

栗田敏行氏は、大洗町役場職員として都市建設課などを中心に勤務され、農地および地籍調査などの分野で活躍されたことから、平成27年9月24日から2期6年、この委員をお務めいただきました。引き続き固定資産評価審査委員会の委員として選任するものであります。

なお、任期は3年となっております。

以上、同意第4号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、ご同意のほど宜しくお願いいたします。

○議長(小沼正男君) 提案理由の説明が終わりました。

本案につきましては、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第4号 大洗町固定資産評価審査委員会委員の選任について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第4号は、原案のとおり決しました。

◎同意第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

〇議長(小沼正男君) 続きまして、同意第5号 大洗町教育委員会委員の任命ついてを議題といたします。

これより提案理由の説明を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

○町長(國井 豊君) 同意第5号 大洗町教育委員会委員の任命についてにつきまして、提案理由を ご説明申し上げます。

3ページをお開きください。

本案につきましては、岡部千草氏を大洗町教育委員会委員として任命するため、地方教育行政の 組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

岡部千草氏は、平成29年10月1日から1期4年お務めいただきました。現在、姫路大学の非常勤講師としてご活躍をいただいており、また引き続き大洗町教育委員会委員として任命するものであります。

なお、任期につきましては4年となっております。

以上、同意第5号の提案理由をご説明申し上げましたが、詳細につきましてはお手元の議案書によりご審議の上、ご同意のほど宜しくお願い申し上げます。

○議長(小沼正男君) 提案理由の説明が終わりました。

本件につきましては、質疑、討論を省略して採決いたします。

お諮りいたします。同意第5号 大洗町教育委員会委員の任命について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長(小沼正男君) ご異議なしと認めます。したがいまして、同意第5号は、原案のとおり決しました。

◎請願の委員会付託

○議長(小沼正男君) 日程第9、請願の委員会付託について報告いたします。

本定例会において受理しました請願は1件であります。会議規則第93条の規定に基づき、お手元に配付しました文書表のとおり、所管の常任委員会へ付託いたします。

◎報告第8号の上程、報告

○議長(小沼正男君) 日程第10、報告第8号 大洗ターミナル株式会社の令和2年度事業報告並びに 令和3年度事業計画について報告を求めます。町長 國井 豊君。

〔町長 國井 豊君 登壇〕

〇町長(國井 豊君) 報告第8号 大洗ターミナル株式会社の令和2年度事業報告並びに令和3年度事業計画につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき報告するものであります。

8ページをお開きいただき、事業報告書をご覧ください。

概況でございますが、第37期目に当たる令和2年度の日本経済は、新型コロナウイルス感染拡大により緊急事態宣言が発令されたことなどから個人消費の落ち込みが続き、以前の経済状態に戻るにはかなりの時間が必要と考えられます。

このような先行き不透明な状況下におきましても、大洗ターミナル株式会社は新型コロナウイルス感染症の予防策を講じつつ、全力を挙げて営業活動を展開するとともに、各部門における業務コストの合理化に努めた結果、売上高につきましては9億9,148万2,751円、税引前当期純利益は343万211円、法人関係税については23万5,000円となっております。最終の当期純利益は319万5,211円となり、前年よりは縮小したものの利益を計上して第37期を終えることができたものであります。

なお、詳細につきましては、9ページ以降の報告書のとおりであります。

続いて、第38期となる令和3年度の事業計画についてご説明いたします。

31ページをお開き願います。

今なお新型コロナウイルスの感染拡大が続き、収束する見通しが立たない状況にありますが、従 業員の健康と安全を第一に考え、感染予防策を徹底し、運営することとしております。 フェリー部門では、商船三井フェリー株式会社の夕方便、深夜便の2便による入港船舶隻数は年間 605便を予定し、貨物、車両等の積載量も昨年並に推移すると思われます。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大やフェリーの機関トラブル、悪天候等による大幅な減便も懸念されるところであります。

また、大洗港での業務の比重が偏っているという課題もあることから、今年度はこれまで以上に 大洗港での業務外、特に常陸那珂港への営業活動をより一層強化し、業務の拡大に努めることとし ております。

今期、ゆっくら健康館受託事業からの撤退を契機に、事業基盤のさらなる強化に努めてまいりたいと思っております。

1枚おめくりいただき、33ページには、令和3年度の損益予算書がありますが、税引前当期純利益として1,438万8,000円を見込んでおり、コロナ禍の厳しい状況下でも利益を上げられるよう、社業にさらに努力していくとのことでありますので、町としても法人の安定経営に向け、引き続き指導、監督してまいりたいと思います。

以上をもちまして報告第8号の説明とさせていただきます。

○議長(小沼正男君) 以上、町長からの報告のとおりでありますので、ご了承を願います。

◎寄附の受入れについて

- ○議長(小沼正男君) 日程第11、寄附の受け入れについて報告を求めます。町長 國井 豊君。 〔町長 國井 豊君 登壇〕
- **〇町長(國井 豊君)** 有り難い寄附の受け入れにつきまして、4件ご報告をさせていただきます。 水戸市の株式会社ヨードラボ様から、新型コロナウイルス感染症対策の一助として消毒液一式を 頂戴いたしました。

また、7月18日、ハイパフォーマンスカーショーを開催されました代表者、笠間市の島野元彦さん、このショーでの収益金を基に、町振興発展、交通遺児支援の一助として20万円を頂戴いたしました。 さらに、株式会社TKCでございますけども、新型コロナウイルス感染症対策の一助として100 万円を寄附を頂戴いたしました。

そして今年度4月から受け入れ可能となりました企業版ふるさと納税に係る寄附でありますけど も、水戸市の柴建築設計事務所から、海の街大洗創生推進事業の一助として30万円のご寄附を頂戴 いたしました。

大変有り難く、しっかりと寄附いただいた皆様方の思いをもとに、事業の推進に使わせていただ きたいと思います。

○議長(小沼正男君) 以上で寄附の受け入れの報告は終わりました。

◎散会の宣告

○議長(小沼正男君) 以上をもちまして、本日の議事日程は全て終わりました。

次の本会議は、明日9月8日午前9時30分から、2名の議員による町政を問う一般質問を行います。 本日は、これをもって散会いたします。

各位大変ご苦労様でした。

散会 午後 0時09分